

一般名処方処方箋について

当診療所では一部のお薬に対して、一般名処方を実施しております。

一般名処方とは、医師がお薬の商品名を指定せず、一般的な名称(有効成分の名称)で処方することを指します。これにより、先発医薬品、後発医薬品(ジェネリック医薬品)の区別なく、有効成分、効能効果が同一のお薬であれば自由にお薬を選んでいただけます。

そのため保険薬局にて、お薬の選択について患者さんご自身の希望を確認される場合がありますが、この一般名処方のメリットはジェネリック医薬品を選択できますので、患者さんの経済的負担が軽くなります。